

# 贈与税の申告の作成も 「確定申告書等作成コーナー」で便利!!

贈与税の申告も、「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、e-Taxによりデータ送信か書面により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」は画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、贈与税の申告書が作成できます。



申告と納税は期限内に!!

贈与税の申告・納税は **3月16日(月)**まで

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 国税庁 で **検索**

## 贈与税e-Taxの普及について

国税局・税務署では、納税者の利便性の向上と事務の効率化を図る観点から、贈与税の申告についてもe-Taxが導入されております。

これにより、贈与税の申告書及び各種届出書等を国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、e-Taxで送信（申告）することができます。

e-Taxでは、パソコン画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額等が自動計算され、申告書等が作成できますので、ぜひご活用ください。

なお、平成26年分確定申告書等作成コーナーは、国税庁ホームページに公開されています。

おって、ご利用に当たっては、住民基本台帳カード（住基カード）等の取得が必要となります。

ご不明な点などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

## 平成27年1月1日から相続税が変わりました!

相続または遺贈等によって財産を取得した人で、その取得した財産に係る課税価格の合計額が相続税の基礎控除額（下記計算式により算出された額）を超える場合には、相続税の申告をする必要があります。

### 《改正後の基礎控除額》

3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

### 《計算例：法定相続人が配偶者と子2人の場合》

3,000万円 + (600万円×3人) = 4,800万円（遺産に係る基礎控除額）

※申告期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日です。



国税庁ホームページでは、相続税等の関連情報を集約した特集ページを開設しているほか、相続税の申告の可否を納税者自身が確認できるよう、「相続税のあらまし」及び「申告要否の簡易判定シート」を掲載していますので、是

[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 詳しくは 国税庁 で **検索**